

## 滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内における防犯カメラの設置促進を図るため、市町が自治会等に対し行う防犯カメラの設置に係る交付金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において市町に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業および補助対象経費)

第2条 滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金（以下「交付金」という。）は市町に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町が自治会等に対し、防犯カメラの設置に係る経費を補助する事業であって、地域において安全なまちづくりに資すると知事が認めるものとする。

2 交付金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および交付金率等は、別表に定めるところによる。

### (交付の申請)

第3条 市町は、交付金の交付を受けようとするときは、事業実施年度の7月31日までに、関係書類を添えて交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

### (交付金の交付決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る事業が補助事業であると認めるときは、交付金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。

### (補助事業の内容変更の承認等)

第5条 市町は、別表に掲げる重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 市町は、前項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、関係書類を添えて変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

### (状況報告)

第6条 市町は、知事が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 交付金の交付決定を受けた市町は、補助事業が完了したときは、交付決定のあった年度の2月末日までに、関係書類を添えて実績報告書(別記様式第3号)により知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し通知するものとする。

(帳簿等の整理)

第9条 交付金の交付決定を受けた市および補助事業を実施する者は、補助事業の経理内容を証する関係書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、交付金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第8条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく補助事業の内容変更および中止の申請、第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第12条 規則またはこの要綱に定める事項のほか、交付金の交付等に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

交付対象者	市町
補助事業	市町が自治会等に対し、防犯カメラの設置に係る経費を補助する事業
補助対象経費	防犯カメラの設置およびこれに伴う経費ただし、次に掲げるものは除く 1 維持または管理に要する経費 2 地代または占有料
交付率	市町が自治会等に対して補助する金額の2分の1の範囲内。 （1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）
重要な変更	1 自治会等の変更 2 市町の負担額の総額を超える増 3 市町の負担額の総額の30%を超える減

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 市町長 氏名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

年度 滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付申請書

年度において、滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金について、  
金 円を交付されるよう、滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付要綱第  
3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明  
したときは、規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を  
取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

関係書類

- 1 実施計画書
- 2 各市町が策定している防犯カメラ設置に係る補助金交付要綱

様式第2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 市町長 氏名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

年度 滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金について、変更し、[金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。

記

関係書類

1 変更実施計画書

様式第3号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 市町長 氏名  
担当者 氏名  
連絡先電話番号

年度 滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金について、下記のとおり事業を実施したので、滋賀県防犯カメラ設置促進事業交付金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1 実施完了書